

性虐待被害者のための祈りと償いの日

2020年3月13日（金）



四旬節第二金曜日

教皇フランシスコは、全世界の司教団に向けて、「性虐待被害者のための祈りと償いの日」を設けるよう通達しました。日本の司教団はこの呼びかけに応え、この日を「四旬節第二金曜日」と定めています。今年は3月13日（金曜）がこの日にあたります。横浜教区「子どもと女性の人権を守るデスク」では、以下のような取り組みを行います。



・「祈願集の配布」

2019年に作成した短い祈りを一つにまとめ、教区内に配布します。小教区や各共同体で十字架の道行きなどと合せて自由に使用してください。

・「特別電話相談週間」（3月9日～13日）

期間中は毎日、下記の時間にも電話相談に対応します。

電話番号：080-7189-8146

※期間中のみの番号です

（日本語）

期 間：3月9日(月) ～ 12日(木)

受付時間：17:00 ～ 20:00

（英語、スペイン語、タガログ語）

期 間：3月13日(金)

受付時間：13:00 ～ 20:00

通常の受付時間と電話番号

【受付番号】

045-663-5359

【受付時間】

火曜日 10:00～13:00

金曜日 13:00～16:00

※祝日、夏季冬季休暇日等を除く

相談内容：横浜教区で活動する聖職者、修道者によるセクシャル・ハラスメント
（対象者＝子ども、女性）

※秘密は厳守します。

カトリック横浜教区
子どもと女性の人権を守るデスク